

粗大ごみ収集の予約はインターネットからもつながります

電話窓口が混み合い、なかなかつながらない。その場合、粗大ごみ受付センターではインターネット窓口からお手軽にご予約できます。



市公式ウェブサイトのトップページ (<http://www.city.ama.aichi.jp/>) を検索、表示し、「粗大ごみ受付センター」のアイコンをクリックしてください。

インターネット予約画面に移動します。

予約の操作が終わると、仮受付の完了です。受付番号が表示されますので、メモなどで控えてください。

電話予約の受付時間内に予約完了メールが届きますので、その時点で正式受付となり、あわせて収集日もお知らせします。

※電話予約と同様、出し方のルールを守ってください。

問合せ先 環境衛生課 ☎444・3132



あま市役所

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
 開庁日 土・日曜・祝日

甚目寺庁舎に手話通訳者を配置しています

火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
 木曜日 午前9時～正午
 ※上記以外の曜日、または甚目寺庁舎以外のご利用につきましては、お問い合わせください。

問合せ先 社会福祉課
 ☎444・3135 FAX443・3555
 ✉ shogai@city.ama.lg.jp

子育て

子育て応援
 ファミリー・サポート・センター
 依頼会員を募集します

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会
 日時 ①8月28日(火) ②9月26日(水)
 午前10時～11時45分
 場所 ①美和公民館②甚目寺公民館
 対象 生後6か月から小学校6年生

までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住もしくは在勤の方
 ※妊婦さん、または生後6か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

※日程①・②いずれかの登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

定員 30人
申込 説明会の3日前までに電話、またはメールでお申し込みください。
 ※説明会の無料託児があります(生後4か月から未就学児まで、要予約、定員あります)。託児ご利用を希望の方は開催日1週間前までに申込みが必要です。

【メール申込】 件名「ファミリー・サポート申込み」、本文に「説明会、氏名、電話番号、受講日、託児の有無(有は名前、月齢・年齢)」を記入して送信してください。

問合せ先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局 (甚目寺庁舎子育て支援課内)
 ☎462・0150
 FAX462・0160

✉ ama-harufamisapp@clovernet.ne.jp

ひとり親家庭に対する手当のご案内

児童扶養手当

次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達年度の3月31日まで）の児童（一定の障がいがあるときは20歳未満）を監護している父、または母もしくは養育している方に支給されます。

なお、受給から5年を経過した方で未就労などの場合に、支給額が2分の1に減額されることがあります。

支給要件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父、または母が死亡した児童
- ③ 父、または母が重度の障がいにある児童
- ④ 父、または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父、または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑥ 父、または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 婚姻しないで生まれた児童
- ⑧ 父、または母の生死が不明である児童

非該当要件

公的年金を受給している場合や児童が児童入所施設等に入所している場合等、支給要件に当てはまる方も、支給対象とならないことがあります。

ます。

手当月額（児童1人の場合）

42,500円～10,030円
※2人目の児童に対しては

10,040円～5,020円が、3人目以降の児童に対しては1人につき6,020円～3,010円が加算されます（受給者の所得で決定します）。

遺児手当（愛知県・あま市）

次の要件にあてはまる18歳以下（18歳到達年度の3月31日まで）の児童を監護、養育している方に支給されます。

支給要件

- ① 児童扶養手当の支給要件①～⑦に同じ
- ② 父、または母が1年以上行方不明である児童

非該当要件

児童扶養手当の非該当要件に同じ
手当月額（児童1人の場合）

・愛知県遺児手当 4,350円
（支給期間は5年間、3年経過後は半額）
・あま市遺児手当 2,000円
（支給期間は5年間）

※児童扶養手当、遺児手当ともに所得制限がありますので、受給者及び扶養義務者の所得で支給停止となる場合があります。

なることがあります。

問合せ 子育て支援課

☎444・3173

現況届の提出時期がきました

児童扶養手当・遺児手当（愛知県・あま市）を受給している方は、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、子育て支援課（甚目寺庁舎）からのお知らせに必要書類を添えて提出してください。

この届出の提出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期間内に必ず手続きをしてください。

提出先

- ・七宝地区 七宝市民サービスセンター
- ・美和地区 美和市民サービスセンター
- ・甚目寺地区 子育て支援課

提出期間 8月1日（水）～31日（金）
（土・日曜・祝日を除く）

※必要書類は、お知らせでご確認ください。

問合せ 子育て支援課

☎444・3173

「病児・病後児保育」を紹介します
～お子様の急な体調不良で、預け先を探すときに～

保護者の就労等のために家庭で保育等ができない児童で病気、または病気の回復期にあり、集団での保育等が困難な児童を一時的にお預かりする制度です。職員には看護師等及び保育士を配置し、看護、保育のプ
口がお預かりしています。

利用日時 月曜から金曜日の午前8時30分から午後5時まで（祝日及び年末年始を除く）
※受け付けは当日午前8時から行っています。

場所 あま市民病院 病児病後児保育室

対象年齢 生後6か月～小学6年生
※詳しいご利用方法は市公式ウェブ
サイト、または電話でご確認ください。

問合せ 病児・病後児保育室
☎0800・2662・38898

